

第4章 情報

○日向東臼杵広域連合情報公開条例

（平成26年2月26日条例第8号）

（平成27年11月10日条例第1号）

（最近改正 平成28年2月24日条例第2号）

日向東臼杵南部広域連合情報公開条例（平成16年日向東臼杵南部広域連合条例第1号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条－第16条）
- 第3章 審査請求
 - 第1節 諮問等（第17条－第19条）
 - 第2節 情報公開審査会（第20条－第24条）
- 第4章 情報公開の総合的推進（第25条）
- 第5章 補則（第26条－第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、住民の知る権利を保障し、併せて情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、広域連合の諸活動を住民に説明する責務を明らかにするとともに、広域連合に対する住民の理解と信頼を深め、もって住民参加による公正で開かれた行政の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）実施機関 広域連合長、議会、選挙管理委員会、公平委員会及び監査委員をいう。
- （2）公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。
- （3）開示 閲覧に供し、又は写しを交付することをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分に保障されるようにこの条例を解釈及び運用するものとし、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即した適正な請求に努めるとともに、公文書の開示によって得た情報を適正に使用しなければならない。

第2章 公文書の開示

（開示を請求できるもの）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第6条 前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

（1）氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）

（2）開示を請求しようとする公文書を特定するために必要な事項

（3）前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示を請求したもの

（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

（1）法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の定めるところにより、開示することができないとされている情報

（2）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定により行われた許可、認可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報

オ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に

係る部分であって、開示することにより、当該公務員等の権利利益が不当に害され、又は生活に不当に影響を及ぼすおそれがないと認められるもの

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及びその他公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
- ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報で、公にすることが公益上必要であると認められるもの
- (4) 公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずると認められる情報
- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体（以下「国等」という。）との間における協議、協力、依頼等により実施機関が作成し、又は取得した情報であって、公にすることにより、広域連合と国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの
- (6) 広域連合又は国等の事務事業に係る意思形成過程における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業又は同種の事務事業に係る公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生ずると認められるもの
- (7) 広域連合又は国等が行う検査、試験、入札、交渉、渉外、争訟、人事、監査、取締りその他の事務事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務事業若しくは同種の事務事業の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正かつ適正な実施に支障が生ずると認められるもの

（部分開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができ、かつ、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていると認められるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第1号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

（開示請求に対する応答の拒否）

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（開示請求に対する措置）

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請

求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して14日以内にならなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については、相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとする。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、同条第2項後段の規定の例により、開示請求者に通知しなければならない。

（第三者保護に関する手続）

第14条 開示請求に係る公文書に広域連合及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

（1）第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第2号エ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

（2）第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、反対意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第1項の規定により通知する書面で、実施機関が指定する日及び場所において行う。

2 開示の方法は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。

3 実施機関は、開示請求者の求める方法の公文書の開示により当該公文書の保存に支障を

生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しにより、これを行うことができる。

（費用の負担）

第16条 開示請求による公文書の開示に係る手数料は、無料とする。

2 前条第2項の規定により公文書の写しの交付（同項の実施機関が定める方法を含む。）を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

第3章 審査請求

第1節 諮問等

（審査会への諮問）

第17条 開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、第20条に規定する日向東白杵広域連合情報公開審査会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不合法であり、却下するとき。

（2）裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条第2号において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書及び同法第30条第1項に規定する反論書並びに同条第2項に規定する意見書の写し（反論書及び意見書の写しにあっては、提出があった場合に限る。）を添えてしなければならない。

（諮問及び裁決等）

第18条 前条の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）

（2）開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（3）当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

2 諮問庁は、当該諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

3 開示決定等又は開示請求に係る不作為にかかる審査請求については、行政不服審査法第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

（1）開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

（2）審査請求に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第2節 情報公開審査会

（設置等）

第20条 第17条の規定による諮問に応じて審議するため、日向東白杵広域連合情報公開審査

会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項に規定する審議のほか、情報公開制度に関する重要事項について、実施機関の求めに応じて意見を述べることができる。

（委員）

第21条 審査会は、情報公開制度に関して優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（審査会の調査権限）

第22条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、不服申立てのあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求め、必要な調査をすることができる。

（審査会における事件の取扱い）

第23条 審査請求人等は、審査会に対し、口頭で意見を陳述することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、その陳述を聴かずに答申をすることができる。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。

- 3 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、当該閲覧を拒むことができない。

- 4 前3項の求めに対する処分については、審査請求をすることができない。

- 5 審査会の審議は、非公開とする。

（審査会の組織、運営等）

第24条 前4条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

第4章 情報公開の総合的推進

（情報公開に関する施策の推進）

第25条 実施機関は、この条例の定める公文書の開示のほか、住民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、正確で分かりやすい情報を積極的に提供しよう施策の充実を図り、情報公開を総合的に推進するよう努めるものとする。

第5章 補則

（公文書の管理）

第26条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

- 2 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（適用除外）

第27条 この条例は、他の法令等の規定により実施機関に対し公文書の閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他写しの交付を求めることができる場合における当該公文書については、適用しない。

（運用状況の公表）

第28条 実施機関は、毎年度1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況について一般に公表するものとする。

（委任）

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月10日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年2月24日条例第1号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○日向東臼杵広域連合情報公開条例施行規則

（平成17年3月15日規則第2号）

（平成26年3月19日規則第1号）

（最近改正 平成28年3月7日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合情報公開条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第8号。以下「条例」という。）第29条の規定に基づき、広域連合長が保有する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書の記載事項等）

第2条 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次のとおりとする。

（1）開示請求の目的又は理由

（2）請求する開示の方法（閲覧又は写しの交付）の区分

（公文書開示請求書補正要求書等）

第3条 条例第6条第2項に規定する公文書開示請求書の補正の要求を書面により行うときは、公文書開示請求書補正要求書（様式第2号）によるものとする。

2 前項に規定する補正の要求を受けた開示請求者が当該補正を書面により行うときは、公文書開示請求書補正書（様式第3号）によらなければならない。

（開示等決定等の通知）

第4条 条例第11条第1項に規定する通知は、次項に規定するものを除き、公文書開示決定通知書（様式第4号）により行うものとする。

2 公文書の一部を開示する場合においては、公文書部分開示決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

3 条例第11条第2項に規定する通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める通知書により行うものとする。

（1）公文書を開示しない場合 公文書不開示決定通知書（様式第6号）

（2）公文書が存在しない場合 公文書不存在決定通知書（様式第7号）

（3）開示請求を拒否する場合 公文書の存否に係る拒否決定通知書（様式第8号）

4 条例第12条第2項及び第13条に規定する通知は、決定期間延長通知書（様式第9号）により行うものとする。

（第三者保護に関する手続）

第5条 条例第14条第1項に規定する通知を書面により行うとき及び同条第2項の規定による通知を行うときは、開示決定等に係る意見照会書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第14条第1項及び第2項に規定する意見書は、開示決定等に係る意見書（様式第11号）によらなければならない。

3 条例第14条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書（様式第12号）により行うものとする。

（開示の実施）

第6条 公文書の閲覧をする者は、当該公文書を丁寧に取り扱い、改ざん、汚損又は破損をしてはならない。

2 広域連合長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれのある者に対し、公文書の閲

覧を中止させ、又は禁止することができる。

（電磁的記録の開示の実施方法）

第7条 条例第15条第2項の実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- （1）電磁的記録（次号に掲げるものを除く。） 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は写しの交付
 - （2）録音テープ等音声のみを記録したもの 当該記録を採録し、文書化したものの閲覧又は写しの交付
- 2 前項第1号及び第2号の規定により交付する写しは、当該電磁的記録等を印刷物として出力したものをもってこれに代えることができる。

（公文書の写しの交付）

第8条 公文書の写しの交付部数は、当該写しの請求又は申出1件につき1部とする。

（費用の納付）

第9条 条例第16条第2項に規定する公文書の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とする。

- 2 前項の公文書の写しの作成に要する費用は別表に定める額とし、同項の公文書の写しの送付に要する費用は郵便等の実費とする。
- 3 第1項の公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（運用状況の公表）

第10条 条例第28条の規定による運用状況の公表は、年度ごとの情報公開請求受理件数、公開承諾件数、公開拒否件数その他必要な事項について行うものとし、広報紙への掲載等により行う。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、改正前の日向東臼杵広域連合情報公開条例施行規則の規定による日向東臼杵広域連合長の処分又は申請に係る広域連合長の不作為に関する不服申立てについては、なお従前の例による。

別表(第9条関係)

公文書の種別	交付する写し	金額
1 文書、図画又は写真	ア 複写機により複写したもの(単色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき10円
	イ アに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用
2 電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの(単色刷りで、日本工業規格A列3番以下の大きさの用紙によるものに限る。)	1枚につき10円
	イ アに掲げる方法以外の方法により複写したもの	当該複写の作成に要する費用

備考 用紙の両面を使用して複写又は出力する場合は、片面を1枚として額を算定する。

様式第1号(第2条関係)

公文書開示請求書

年 月 日

日向東臼杵広域連合長 様

住所(所在地)

氏名(名称)

(代表者名)

電話番号 ()

日向東臼杵広域連合情報公開条例第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
請求の目的又は理由	
開示方法の区分	<input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付(<input type="checkbox"/> 郵送希望)
備考	

(注) のある欄は、該当する内にレ印を記入してください。

様式第2号(第3条関係)

公文書開示請求書補正要求書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東白杵広域連合長

印

年 月 日付けで提出のあった公文書開示請求書については、不備があると認められますので、日向東白杵広域連合情報公開条例第6条第2項の規定により、次のとおり補正を求めます。

補正を求める事項	
補正の期限	年 月 日
補正の方法	
補正の参考となる情報	
所 管	日向東白杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

(注) この補正に要した日数は、条例第12条第1項に規定する開示決定等の期間に算入されません。

様式第3号(第3条関係)

公文書開示請求書補正書

年 月 日

日向東臼杵広域連合長 様

住所(所在地) _____
氏名(名称) _____
(代表者名)
電話番号 () _____

年 月 日付け、発日東広第 号で要求のあった公文書開示請求書の補正については次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第4号(第4条関係)

公文書開示決定通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東臼杵広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり開示することと決定したので、日向東臼杵広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容					
開示の日時及び場所	日時	年	月	日	午前 時 午後 時
	場所				
所管	日向東臼杵広域連合事務局 係				電話番号
備考					

- (注) 1 公文書の閲覧の際には、この通知書を所管に提示してください。
2 指定された公文書の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管に連絡してください。

様式第5号(第4条関係)

公文書部分開示決定通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東白杵広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり一部を開示することと決定したので、日向東白杵広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容				
開示の日時及び場所	日 時	年 月 日	午前 時	午後 時
	場 所			
開示することができない部分及び理由	(開示することができない部分) 日向東白杵広域連合情報公開条例第7条第 号に該当(理由)			
※公文書を開示することができる期日	年 月 日以降は、請求に係る公文書を開示することができますので、改めて開示の請求をしてください。			
所 管	日向東白杵広域連合事務局		係	
備 考	電話番号			

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東白杵広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 公文書の閲覧の際には、この通知書を担当者に提示してください。
 2 指定された公文書の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管に連絡してください。
 3 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により開示できるもので、かつ、開示できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第6号(第4条関係)

公文書不開示決定通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東白杵広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり開示しないことと決定したので、日向東白杵広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
開示することができない理由	1 日向東白杵広域連合情報公開条例第7条第 号に該当 (理由)
※公文書を開示することができる期日	年 月 日以降は、請求に係る公文書を開示することができますので、改めて開示の請求をしてください。
所 管	日向東白杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東白杵広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 公文書の閲覧の際には、この通知書を担当者に提示してください。
 2 指定された公文書の開示の日時に来庁できないときは、あらかじめその旨を所管に連絡してください。
 3 ※印の欄は、請求に係る公文書が期間の経過により開示できるもので、かつ、開示できる時期をあらかじめ明示できる場合に記入してあります。

様式第7号(第4条関係)

公文書不存在決定通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東臼杵広域連合長 印

年 月 日付で請求のあった公文書の開示については、対象となる公文書を保有しておりませんので、日向東臼杵広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
所 管	日向東臼杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東臼杵広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第8号(第4条関係)

公文書の存否に係る拒否決定通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東臼杵広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、次のとおり請求を拒否することと決定したので、日向東臼杵広域連合情報公開条例第11条第2項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
請求を拒否する理由	
所 管	日向東臼杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東臼杵広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第9号(第4条関係)

決定期間延長通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東白杵広域連合長 印

年 月 日付けで請求のあった公文書の開示については、日向東白杵広域連合情報公開条例第12条第1項に規定する期間内に請求する開示等の決定をすることができないので、【同条第2項・同条例第13条】の規定により通知します。

なお、開示等の決定をしたときは速やかに通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
延長する理由	
開示等の決定をすることができる日	年 月 日
所 管	日向東白杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

様式第10号(第5条関係)

開示決定等に係る意見照会書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東白杵広域連合長 印

あなたに関する情報が記録された公文書について、日向東白杵広域連合情報公開条例第5条の規定により、次のとおり開示請求がありました。

つきましては、当該公文書を開示することに関してのご意見があれば、年 月 日までに別添「開示決定等に係る意見書」（様式第11号）を提出して下さい。

なお、期限までに提出がない場合は、ご意見がないものとして取り扱います。

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
請求のあった公文書の名称又は内容	
あなたに関する情報の内容	
所 管	日向東白杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

様式第12号(第5条関係)

開示決定に係る通知書

発日東広第 号
年 月 日

様

日向東臼杵広域連合長 印

年 月 日付け発日東広第 号で照会した公文書の開示については、日向東臼杵広域連合情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり決定しましたので、同条例第14条第3項の規定により通知します。

請求に係る公文書の名称又は内容	
決定の内容	
開示することとしたあなたに関する情報の内容	
決定の理由	
開示する年月日	年 月 日
所 管	日向東臼杵広域連合事務局 係 電話番号
備 考	

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、広域連合長に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、日向東臼杵広域連合を被告として(広域連合長が被告の代表者となります。)提起することができます。

○日向東臼杵広域連合情報公開審査会規則

（平成17年3月15日規則第3号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、日向東臼杵広域連合情報公開条例（平成26年日向東臼杵南部広域連合条例第8号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき、日向東臼杵広域連合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会長）

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第3条 審査会の会議は、会長が招集し、会長はその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（説明等の聴取）

第4条 審査会の会議において必要があると認める場合は、審査会の会長は、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（意見書又は資料の閲覧）

第5条 条例第23条第3項の規定により、意見書又は資料の閲覧を求める場合は、不服申立人等は、審査会に対し、意見書・資料閲覧申請書（別記様式）を提出しなければならない。

（庶務）

第6条 審査会の庶務は、日向東臼杵広域連合事務局において行う。

（委任）

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式(第5条関係)

意見書・資料閲覧申請書

年 月 日

日向東白杵広域連合情報公開審査会
会 長 様

住 所 _____
氏 名 _____
電話番号 () _____
法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名

日向東白杵広域連合情報公開条例第23条第3項の規定により、次のとおり意見書・資料を閲覧したいので申請します。

閱 覧 日 時	年 月 日 時
閲覧を求める意見書又は資料の名称	
備 考	